

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月13日（火）午後2時00分から午後3時00分
2. 開催場所 里庄町福社会館 2階 研修室
3. 出席委員 10人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	欠
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	出
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	欠	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	出	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 2人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

6. 会議の概要

(事務局→コロナ対策としての換気、スムーズな議事進行へ協力依頼。)

- 議長 ただ今から令和7年第5回総会を開会いたします。
本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員3名の計10名であり、総会開催の定足数に達しており総会は成立しております。
議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。
 (異議なし)
 それでは、7番 仁科 義弘委員、9番 平野 俊一委員をお願いいたします。
 議事日程第2の会議書記の指名を行います。
 本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。
 続きまして、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは議案第9号について、ご説明いたします。
 整理番号は、1でございます。
 本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。
 譲受人、●●●●さん、譲渡人、●●●●さんです。
 申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は田、面積は606㎡です。
 今回、譲受人が個人住宅の建築を目的に申請が行われました。
 以上です。
- 議長 事務局からの説明が終わりました。
 次に、現地調査の結果について、
 ●番 ●●●●委員よりご報告します。
- 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。
 隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、南側と東側の境界部分にコンクリート土留めを設置することにより、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。
 雨水については、自然透水とするほか、建物で受けた雨水は、庭木の水撒き等に使用するため雨水タンクを設置することです。
 生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。
 近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、影響はないと判断します。

以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

● 番 雨水排水は散水用の雨水タンクを設置するのと自然透水ということだが、大雨が降った時に耐えられるのか。

ここは地盤が低いと思うが、どれくらい造成を行うのか。道路との出入口はどのあたりになるのか。

面積がかなり広いがこれは問題ないのか。

事務局 図面を見ていただくとわかるとおり、西側には水路が通っていますので、地盤の傾斜など詳しいとことまで確認はとれていませんが、そういった時にはこの水路に放流されるものと考えております。

造成後の地盤の高さは、おそらく、隣接している町道と同じレベルくら

いになると思います。資金計画を見ても、造成費の額は高い金額となっています。この土地への進入路は、この場所（図面で確認）となっています。

面積については、建ぺい率が23%以上となるよう基準を設けており、それは満たしております。

● 番 ここは地盤が低い土地なので、災害時に浸水する可能性を考慮し、地盤を上げるなどの対策が望ましい。

雨水タンクについては、大雨時には溢れかえる可能性があるため、排水用のパイプを水路につなげるなどの対策が望ましい。

事務局 許可条件として加えるのは難しいと思うので、農業委員の意見として申請者には伝えようと思います。

議 長 質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第9号、整理番号1は、許可と決定します。

続きまして、

整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、2でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、使用貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

使用借人、●●●●さん、●●●●さん、使用貸人、●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は畑、面積は404㎡です。

今回、譲受人が個人住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、

●番 ●●●●委員よりご報告します。

- 番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。
隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、北側には既設のブロック土留めがあり、東側の町道との境界部分には重力式擁壁が設置されており、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。
雨水については、敷地内に設置した集水桝から道路側溝に接続します。
生活排水については、公共下水道へ接続し処理する予定です。
近隣農地への日照及び通風については、一般的な平屋建て住宅であるため問題はないと判断します。
以上です。
- 議 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。
- 事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。
転用目的は、個人住宅の建築であり、適当であると考えます。
資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。
以上です。
- 議 長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。
- 番 東側の側溝に面している部分には既存の擁壁があるが、地盤が既にこの擁壁よりも高い位置となっている、このままでは土砂等の流出は防げないと思われるため、側溝に土砂等が流れ込まないように、何らかの対策が必要ではないかと思う。
- 事務局 確かにそのような状況となっているため、その点については申請者に対して指示したいと思います。
- 議 長 質問、意見等はございませんか。
(質問、意見なし)
許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。
(全員挙手)
全員賛成でございますので、議案第9号、整理番号2は、許可と決定します。
以上をもちまして、令和7年第5回総会を閉会いたします。